

甲州市総合教育会議に関する要綱

平成27年3月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する甲州市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本理念)

第2条 総合教育会議は、市長と甲州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、市の教育に関する事項について、円滑に意思疎通を図り、重要な課題の解決や目指すべき姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携することにより、効果的に教育行政を推進していくことをその基本理念とする。

(構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事項)

第4条 総合教育会議は、市における法第1条の3第1項に規定する大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童及び生徒等の生命若しくは身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(招集)

第5条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第4条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聞くことができる。

(公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の作成及び公表)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するものとする。

2 議事録に記載すべき事項その他議事録の作成及び公表の方法等については、総合教育会議の定めるところによるものとする。

(調整事項の尊重)

第9条 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第10条 総合教育会議の庶務は、政策秘書課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。